

第四次小金井市地域福祉活動計画

誰もがいきいきと暮らすことのできるまち

社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会

第四次小金井市地域福祉活動計画の策定にあたって

社会福祉法人小金井市社会福祉協議会
会 長 亘 理 千 鶴 子

このたび、小金井市社会福祉協議会は、令和7年度から令和12年度までの6か年を計画期間とする「第四次小金井市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画は、令和元年に策定した「第三次小金井市地域福祉活動計画」を踏襲しながら、令和6年3月に小金井市が策定した「地域福祉計画」との整合を図り、小金井市との連携・協働を考慮し策定しました。基本理念についても、市の「地域福祉計画」の基本理念と同じく「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」としました。

地域福祉の推進を進める上で、生きづらさを抱え社会的孤立に陥っている方や、複雑複合化した地域生活課題を抱える世帯が、少子高齢化、社会経済状況の変化に伴い増加し課題となっております。

このような情勢の中、本計画では、「福祉のまちづくり」、「包括的支援体制の構築」、「地域活動の活性化」、「事業の展開の検討と組織体制の強化」の4つの基本目標を掲げ、地域住民の支え合いを基にした、地域で共に生きる社会「地域共生社会」の実現を目指しています。

計画の実施にあたっては、関係機関・団体の皆さま、市民の皆さまと連携・協働しながら地域の地域生活課題の解決に向け取り組んでいきたいと考えております。是非、皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、アドバイザー並びに策定委員の皆様、地域住民懇談会に参加いただいた市民の皆さまに、心より厚く御礼を申し上げます。

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	3
1 第三次地域福祉活動計画の評価と課題	3
2 計画の目的	6
3 計画の期間	6
第2章 計画の基本理念と基本目標	7
1 基本理念	7
2 基本目標	7
第3章 施策の展開	10
1 施策体系	10
2 施策の展開	11
基本目標1 福祉のまちづくり	11
基本目標2 包括的支援体制の構築	13
基本目標3 地域活動の活性化	17
基本目標4 事業展開の検討と組織体制の強化	19
用語解説	20
地域福祉活動計画策定経過	24
策定メンバー名簿	24

第1章 計画策定の背景と目的

1 第三次地域福祉活動計画の評価と課題

基本目標1 福祉のまちづくり

基本施策（1） 災害に備える体制づくり

①災害時の体制整備の強化

広域ネットワークの形成については、東京都社会福祉協議会の社会福祉協議会部会で所属している北多摩南部ブロック（三鷹市、調布市、狛江市、府中市、小金井市）社協内での災害時協定の締結が為された。

今後は北多摩南部ブロック以外の隣接する市（武蔵野市、小平市、国分寺市、西東京市）の社協との連携を継続的に検討していく。

災害ボランティアセンターの運営に関しては、市が実施する総合防災訓練において継続的にシミュレーションを兼ねた模擬演習を実施している。災害時に支援が必要な方の把握や状況共有を円滑にするため、日常的なつながりを作ることを目的に災害ボランティアミーティングを開催している。

令和5年3月にBCP（事業継続計画）を策定した。また、令和5年5月には受託している事業のうち、にし地域包括支援センターにおいては委託者である市とも確認をとりながら個別にBCPの策定を行った。

基本施策（2） 人権尊重と権利擁護事業の推進

①啓発と人材育成

福祉教育の推進については、市内の小中学校を中心とした福祉に関する講演や実演を実施した。車いす体験やガイドヘルプ体験が主だったが、障害者特性について幅広く啓発していくため、令和5年度には精神障害者支援のNPOに講演を依頼し実施した。

②小金井市権利擁護センター〈ふくしネットこがねい〉の事業展開

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援や後見人等の支援について、市が策定した成年後見制度利用促進基本計画における中核機関の機能を付加し拡充を行い進めてきた。支援が必要な方が増えてきている中で、さらなる拡充や国等が進めている新たな施策への対応など、今後の情勢を踏まえた検討が必要となっている。

基本目標 2 包括的支援体制の構築

基本施策（１） 地域での課題解決の体制づくり

①小地域活動の推進

市による包括的支援体制整備の一環として福祉総合相談窓口が開設され、社協が受託した。福祉総合相談窓口の相談支援包括化推進員について、地域福祉コーディネーターの役割を担う職員として配置した。その内訳は、総括の２人及び地区担当４人の計６人となっている。

福祉総合相談窓口の開設とともにひきこもりに関する相談を常設にして、いつでも受けられるように変更を行った。

②住民支え合い活動の推進

日常生活支援の具体的な検討や試験的な試みを行った。当初描いていたちょっとした日常生活の支援（ゴミ出し等）が必要なひとり暮らしの方へのボランティアによる支援を進めるには至らなかった。しかしながら、身近な生活の中で、インターネットを介しての手続きの困り事が多くなっており、やり方が分からない人が多いということから、「スマホちょこっと相談」を発案し、高齢者のサロンで操作方法を教える活動を試験的に実施している。

基本施策（２） セーフティーネットの機能強化

①生活困窮者への支援

令和２年度に自立相談サポートセンターを拡充する形で福祉総合相談窓口が開設され社協が受託することとなった。令和５年度には就労準備支援事業も開始したことにより、相談員が７人増員され福祉総合相談窓口の担当は、１１人となった。（※この他に、社協独自財源で２人（週１日勤務）の地域福祉コーディネーターを配置）

基本目標 3 地域活動の活性化

基本施策 （１） 社会参加の促進

①地域の居場所づくりの推進

ふれあい・いきいきサロン事業を継続的に実施するとともに、サロン実施団体の情報交換等の交流の場としてふれあい・いきいきサロン連絡会を開催した。また、福祉総合相談窓口での相談内容から必要な居場所づくりのテーマ（ひきこもり、中高年の発達障がい等）を設定し、講座を開催した。

基本施策（２） 地域活動の支援と人材育成

①ボランティア・市民活動センター

ボランティア・市民活動に関する相談や情報収集・情報発信を継続的に実施した。また、市民活動団体向けの助成金である「さくらファンド」を実施し、市民活動、地域福祉活動の支援を行った。

基本施策（３） 多様な地域資源との連携

①ネットワークの強化・連携・協働

市民協働支援センター準備室では、ＳＮＳの活用を積極的に行い、情報発信を行った。市民活動団体リストの管理方法を随時見直しながら適切に市民に市民活動に関する情報を提供した。

社会福祉法人連絡会においては、地域における公益的な活動を推進していくため、連絡会を年１回開催している。連絡会としての具体的な地域公益活動にはまだ結びついておらず検討課題となっている。

小金井市には大学や専門学校が複数あり、学生との連携に向けた事業の展開に向けて計画をしたが、検討には至っていない。学生との連携そのものについて再検討が必要な状況。

基本目標４ 組織体制の強化

基本施策（１） 組織体制の整備

①マネジメントの確立

正規職員の１人の増員をしたが、継続して体制の整備が必要な状況。にし地域包括支援センターの相談員の資質向上に努めた。

②ＰＲの強化

安定した社協活動を行うためには財源の確保が必要であり、会員、会費の区分を整理し会費額の改定とともに社協活動の必要性を伝えた。また、「社協」を知っていただき、社協活動の理解促進のためＳＮＳの活用やホームページのリニューアルを実施した。

③委員会等の活用

会議、委員会等での意見を取り入れ、事業推進を図った。今後は会議録の公開等改善をしていく必要がある。

2 計画の目的

第四次地域福祉活動計画は、「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を実現するために、本会が、行政、福祉事業者、地域住民、市民活動団体等と協力して地域福祉の推進を進めることを目的とする。

3 計画の期間

第四次地域福祉活動計画は、令和7年4月から令和13年3月までの6年間です。

なお、国の福祉施策や社会経済情勢の著しい変化により、小金井市地域福祉計画の見直しが行われた時等には、計画の見直しを行います。

第2章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

誰もがいきいきと暮らすことのできるまち

小金井市の地域福祉計画と、本計画は地域福祉の推進という共通の目的のもと、両計画が車の両輪となるよう、小金井市と本会が協働、役割分担し、総合的に地域福祉の推進を目指すものと位置づけられています。

目的を共通とすることからも、小金井市の地域福祉計画の基本理念である「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を本計画の基本理念とします。その基本理念のもとに「福祉のまちづくり」、「包括的支援体制の構築」、「地域活動の活性化」、「事業の展開の検討と組織体制の強化」が設けられています。本計画ではそれらを達成するため、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組みを行っていきます。

2 基本目標

(1) 福祉のまちづくり

災害時における被災者支援への対応が円滑に進められるよう、平常時からの地域における防災意識の向上と地域のネットワークづくり、職員の育成を進めます。

また、東京都社会福祉協議会の社会福祉協議会部会で所属している北多摩南部ブロックの災害時協定が結ばれたことに留まることなく、協定が実行力のあるものにするための具体的な取り組みを検討していく必要があります。

全ての人の人権が尊重され、互いの多様性を認め合えるソーシャル・インクルージョンを進めるため、人権尊重の意識を高めるとともに、病気や障がいなどで十分な判断能力が得られない人の権利を擁護し、安心して地域で暮らし続けられるよう、自己決定支援に基づいた権利擁護支援を行っていきます。

小金井市成年後見制度利用促進基本計画により中核機関として位置づけら

れる小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい（以下、「権利擁護センター」という。）の仕組みを基盤として、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援に取り組んでいきます。

また、福祉の情報発信の強化については、情報格差を生まないよう身近な生活の場や情報技術を活かし、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図ります。

（２） 包括的支援体制の構築

様々な地域生活課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める福祉総合相談窓口の機能強化（資質向上、個別及び地域アセスメントのスキル向上、多様なネットワークづくり）を図ります。また、気軽に相談できる相談窓口として周知の工夫に努めるとともに、社会とのつながりを作る参加支援、交流の場や居場所づくりを整備する地域づくりの充実を一体的に取り組み、包括的支援のネットワークの形成を進めます。

また、包括的支援体制の一翼を担う、にし地域包括支援センターを運営していることから、本市における包括的支援体制のモデルとなるような取り組みを進め、複雑化・複合化した地域生活課題について、支援機関のネットワークで対応し、支援ニーズに応じた適切な情報共有と役割分担によりチームによる支援を目指します。

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の発掘、開拓・開発に努め、町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO法人等、関係機関など多様な地域資源とのつながりをつくっていきます。

必要な支援につながっていない方を適切な支援につなげるため、アウトリーチによる支援や未開拓の社会資源の発掘・開発に取り組めます。

生活困窮者に対する相談支援において、家計改善支援や就労準備支援、貸付事業等の機能を活かし、個々人の状況に応じた支援を実施し自立を手助けしていきます。

支援施策が充分ではない子ども・若者世代の課題に対応するための事業を企画、立案していくとともに、既存事業においても有用な事業となるよう改善に取り組んでいきます。

（３） 地域活動の活性化

地域づくりの重要な担い手である民生委員児童委員協議会との連携を強化していきます。また、共同募金運動による地域福祉推進のための財源確保に向

けた取り組みを行っていきます。

子ども・若者や高齢者、障害者など、より多くの人々が地域での活動に関心を持ち、積極的に関わりを持てるよう、社会参加しやすい環境を整えるとともに多様な機会創出により社会参加の促進を図ります。

地域活動に関する情報発信を行うとともに活動の活性化につながるよう支援します。また、活動の担い手の育成につながる事業を展開します。

社会福祉法人に加えて、NPO法人等、事業者など多様な主体との連携を強化し、支援機関のネットワークづくりを進めます。

(4) 事業展開の検討と組織体制の強化

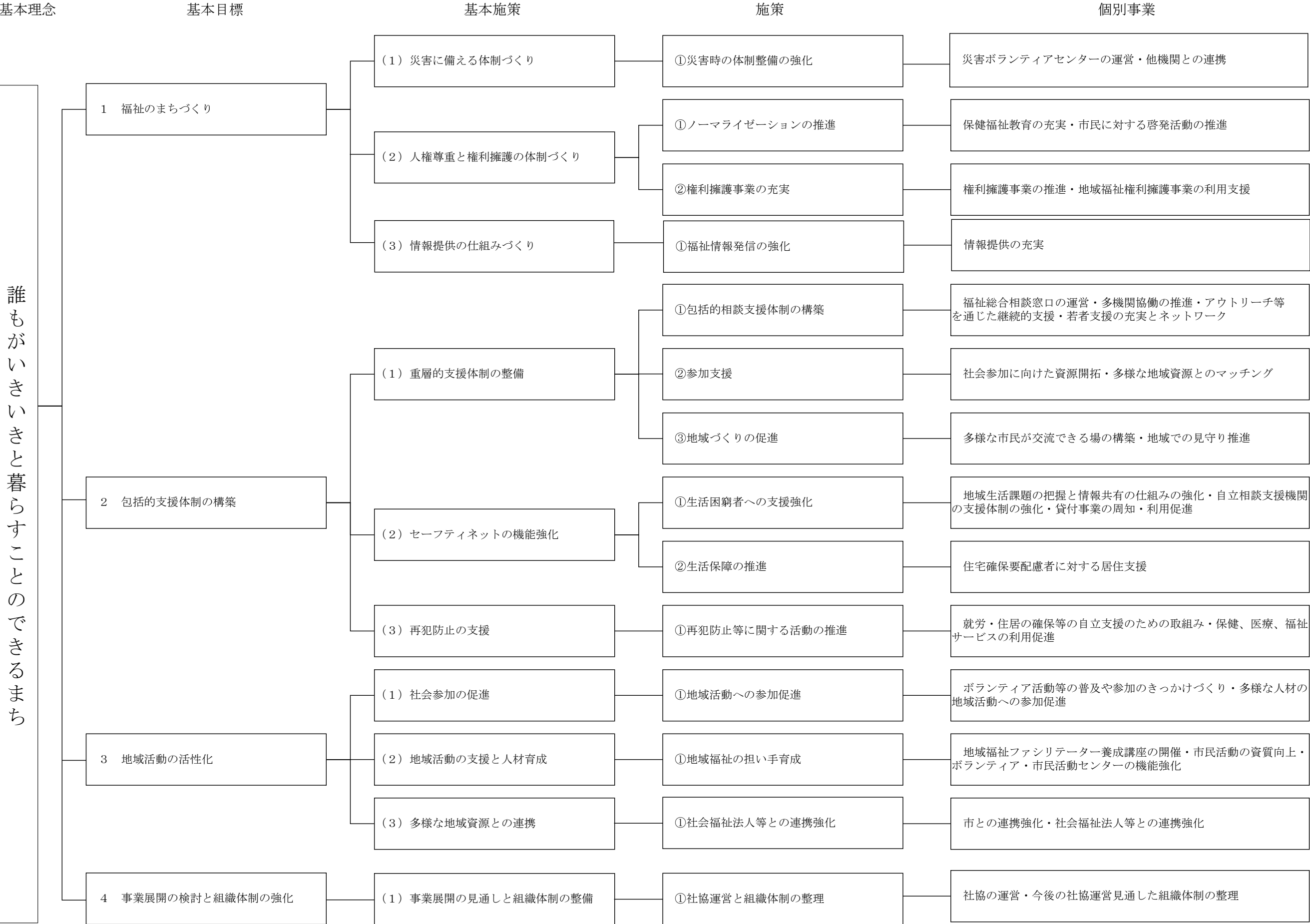
社協は社会福祉法において、地域福祉の推進の役割を担っています。その主たる地域福祉に関する事業が法制化されるなか、受託事業による地域福祉事業の比重が大きくなってきています。法内事業の実施のみで充足されることではないことを理解し、法外で地域福祉の推進に必要な事業について検討していく必要があります。

また、社協は、町会自治会を基盤とした福祉地区による地域の組織化活動の推進を行っていきます。

今後の社協運営を見通した組織体制整理を考えると、現在の地域共生社会の実現に向けた、包括的な支援体制整備、権利擁護の推進がある中で、社協もその一翼を担っているところ、人員も増加しています。(仮称)新福祉会館へ移転に向け、適切な運営と組織の体制を整えていく必要があります。

第3章 施策の展開

1 施策体系



２ 施策の展開

基本目標１ 福祉のまちづくり

基本施策（１） 災害に備える体制づくり

① 災害時の体制整備の強化

事業名称等	施策内容	担当
１ 災害ボランティアセンターの運営	市との協定に基づき、災害時に素早く設置・運営できるよう、市総合防災訓練などを通じて普段から訓練します。 また、平成３０年１２月に策定した設置・運営マニュアルの見直しも必要に応じて行います。	地域福祉係
２ 他機関との連携	災害ボランティアミーティングを開催し、行政、民生委員・児童委員など関係機関と連携を強化します。 災害協定を北多摩南部ブロック（三鷹市、調布市、狛江市、府中市、小金井市）社協で締結したことを踏まえてブロックでの連携強化に努めます。 隣接する市（武蔵野市、小平市、国分寺市、西東京市）の社協との連携も検討し、災害時支援や個別支援等の充実を図ります。 また、これまで十分にアプローチできていなかった学校等との相互の連携も強めていきます。	地域福祉係

基本施策（２） 人権尊重と権利擁護の体制づくり

① ノーマライゼーションの推進

事業名称等	施策内容	担当
３ 保健福祉教育の充実	市内の小学校、中学校を主に、高齢者疑似体験や障がいのある方のお話をきき、実際に車いす体験などを通し、「障害」は特別なことではない、自分事として捉え、自分たちに何ができるか考えるきつ	地域福祉係

	かけを提供していきます。 また、不登校、ヤングケアラーといった身近な問題を取り上げ、義務教育課程を終えたあとの、若者支援について知ってもらう機会を学校、地域と一緒に取り組んで進めます。	
4 市民に対する啓発活動の推進	社会問題や地域課題をテーマにした、啓発講座を実施し、担い手育成につなげます。精神保健福祉ボランティア養成講座、若者支援講座、ディスレクシア等の発達障害に関する講演会などを通じて理解促進を図ります。	地域福祉係

② 権利擁護事業の充実

事業名称等	施策内容	担当
5 権利擁護事業の推進	成年後見制度推進機関（中核機関）として、成年後見制度の申立てに関する相談支援、成年後見人等候補者のマッチング、広報啓発を継続して実施します。 近隣7市（武蔵野市、三鷹市、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市、小金井市）と合同で市民後見人の養成を行い、地域における成年後見の支援体制を整えるとともに市民後見人の活躍の場について検討します。 また、次期の小金井市成年後見制度利用促進基本計画の策定も行われることから、計画を踏まえ事業を展開していきます。 福祉サービス利用援助を行う地域福祉権利擁護事業においては、特に金銭管理のニーズが高いことから、国や都の施策の動向も踏まえながら、権利擁護の体制作りを市や関係機関と協議していきます。	地域支援係
6 地域福祉権利擁護事業の利用支援	定期的なモニタリングにより、利用者の状況に合わせた適切な支援を行います。	地域支援係

	利用に関しては関係機関を介しての希望が多く、利用を希望する人が増加しています。利用待機者の解消に向け取りくんでいきます。	
--	--	--

基本施策（３） 情報提供の仕組みづくり

① 福祉の情報発信の強化

事業名称等	施策内容	担当
7 情報提供の充実	地域住民が福祉への関心を高め、地域福祉活動への参加や理解を促進できるように情報発信を行います。 情報格差を生まないよう様々な媒体による情報発信に努めます。具体的には、広報紙やボランティア情報紙等の広報物の発行、ホームページ、X 等の SNS の活用などにより、社協の認知度の向上に努めていきます。 また、サロンなど地域に職員が積極的に出向き社協の PR に努めます。	地域福祉係

基本目標 2 包括的支援体制の構築

基本施策（１） 重層的支援体制の整備

① 包括的相談支援体制の構築

事業名称等	施策内容	担当
8 福祉総合相談窓口の運営	自立相談支援機関の機能を基に、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、包括的に相談を受け止め、必要な支援につながるよう多機関と連携するとともに、地域づくりや参加支援を行います。 また、相談しやすい環境を整備するため、地域のサロンやイベントに出向き、気軽に相談しやすい仕掛けを組み入れ相談支援につながるようにするとともに、このような取り組みを通じて、相談しや	地域支援係

	すい仕組みづくりを創出します。	
9 多機関協働の推進	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の対象者ごとの各種相談機関は包括的に相談を受け止めていくことが求められています。支援のためには各種相談支援機関の連携が必要となります。そのための分野を超え連携する多機関協働支援体制を設けていきます。	地域支援係
10 アウトリーチ等を通じた継続的支援	必要な支援が届かない、声を上げることができない方に対して、関係機関のネットワークづくりや、居場所づくり等を通して、アウトリーチ支援を進めます。	地域支援係
11 若者支援の充実とネットワーク	子ども・若者を取り巻く社会は、めまぐるしく変化しています。困難を有する子ども・若者については、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、ひきこもり等の問題など非常に複雑で多様な状況になっていることが指摘されています。 本会では、制度の狭間となる子ども・若者を対象にした「若者支援」の事業を進めます。 乳幼児期・義務教育の年齢においての子育て支援、不登校支援などの支援が重なり合い、途切れない関わりを重視し、多機関連携を活かした関係機関や地域住民、ボランティア・市民活動団体と子ども・若者支援ネットワークを構築します。	地域福祉係 地域支援係

② 参加支援

事業名称等	施策内容	担当
12 社会参加に向けた資源開拓	地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターとが協働し、福祉に留まらず様々な分野にも目を向け、新たな社会資源の開拓をしていきます。	地域包括係 地域支援係
13 多様な社会資源とのマッチング	多様な社会資源を把握した上で必要とされる情報を提供し、地域への参加を促していきます。また、地域生活課題を抱	地域支援係 地域福祉係 地域包括係

	え、参加支援を必要とする人のアセスメントを丁寧に行い、単に既存の社会資源に結び付けるだけでなく、一人ひとりにあった参加が実現するよう既存の社会資源に働きかけ、新たな社会資源を生み出す取組みを行っていきます。さらに、地域への参加には、拠点となる住まいの確保は重要であることから、一人ひとりの状況によって居住に関する相談支援を行います。	
--	--	--

③ 地域づくりの推進

事業名称等	施策内容	担当
14 多様な市民が交流できる場の構築	どなたでも気軽に立ち寄れる、(仮称)まちかど福祉総合相談のような居場所をつくり、多様な市民や団体等が集えるプラットフォームの設置・運営を目指します。	地域支援係
15 地域での見守り推進	地域住民懇談会、テーマ型の座談会等を開催し、個別のニーズや生活課題の把握に努めるとともに、地域住民の誰かの役に立ちたいというニーズも汲み取り、地域のかつくりと課題の共有を行います。 また、既存のサロン等の居場所への参加を通し、地域住民同士のつながりを作り、互助の力を活性化させる取組みを進めます。	地域支援係

基本施策（２） セーフティネットの機能強化

① 生活困窮者への支援強化

事業名称等	施策内容	担当
16 地域生活課題の把握と情報共有の仕組みの強化	生活困窮者自立支援制度においては、他制度との連携が重要であり、関係機関が生活困窮の糸口となる事象を把握した際には、福祉総合相談窓口の利用が求められていることから、日々の相談支援を通じて関係機関との連携が強化できるよう努めます。	地域支援係

17 自立相談支援機関の 支援体制の強化	自立相談支援事業（住居確保給付金含む）、家計改善支援事業、就労準備支援事業に従事する相談員の資質向上や最新の情報入手を行うため、国、都が行う研修にとどまらず、地域で実践活動を行っている NPO 等が主催する講演会に参加し相談支援の体制を強化していきます。 コロナ禍を経て、困窮する若者の相談が増え、ヤングケアラー、障害、虐待など重大な課題も見えてきました。 「相談窓口」に来所することは、若者にとって非常に高い壁になっています。若者が安心して相談できる仕組みを作っていきます。	地域支援係
18 貸付事業の周知・利用促進	生活福祉資金貸付事業として、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、必要な資金の貸付を行い、援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立と安定した生活の実現を目指します。 また、受験生チャレンジ支援貸付事業として、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子どもたちが高校や大学への進学を目指し、受験に挑戦することを支援します。	地域福祉係

② 生活保障の推進

事業名称等	施策内容	担当
19 住宅確保要配慮者に対する居住支援	居住支援相談窓口(福祉総合相談窓口)において、住宅確保要配慮者の相談を受けとめ、協力不動産事業者を通じて賃貸物件探しを行うとともに、福祉総合相談窓口と連携して必要な支援につながるよう対応します。	地域支援係

基本施策（３） 再犯防止の支援

① 再犯防止等に関する活動の推進

事業名称等	施策内容	担当
20 就労・住宅の確保等の自立支援のための取り組み	自立相談支援機関(福祉総合相談窓口)が行っている自立相談支援事業（住居確保給付金含む）、家計改善支援事業、就労準備支援事業により自立に向けた相談支援を行います。	地域支援係
21 保健、医療、福祉サービス利用の促進	再犯に至ってしまう方は、地域での孤独孤立の状況があると考えられています。そのような高齢や障がいにより福祉的な支援を必要とする人に、包括的な相談支援を行っていきます。	地域支援係

基本目標３ 地域活動の活性化

基本施策（１） 社会参加の促進

① 地域活動への参加促進

事業名称等	施策内容	担当
22 ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり	毎月広報紙「ぼらんていあこがねい」を発行しボランティア団体等の情報提供を行います。 また、学校の夏休み期間を利用し、子どもから大人まで、ボランティア活動を「体験」できる機会をつくり、地域福祉への関心とボランティア活動への参加のきっかけづくりを行います。	地域福祉係 地域支援係
23 多様な人材の地域活動への参加促進	団体交流会やこがねい福祉マルシェを通じて団体間のコーディネートや地域活動に関する情報提供を行います。 また、こがねい福祉マルシェの開催場所について市内の様々な場所での開催も検討し、地域活動への参加促進を図ります。	地域福祉係 地域支援係

基本施策（２） 地域福祉活動の支援と人材育成

① 地域福祉の担い手育成

事業名称等	施策内容	担当
24 地域福祉ファシリテーター養成講座の開催	三鷹市、武蔵野市、調布市、小金井市、その４市の社協とルーテル学院大学の協働による「地域福祉ファシリテーター養成講座」を開催し、修了後、その役割を地域で発揮できるよう地域福祉ファシリテーターの支援を行います。	地域福祉係
25 市民活動の資質向上	ひきこもり等、複雑化する地域課題の理解や支援を行うために必要な講座や講演会を開催します。	地域福祉係 地域支援係
26 ボランティア・市民活動センターの機能強化	ボランティア活動やNPO法人等に関する情報の収集、公開や、活動先の紹介を充実させます。地域活動の立ち上げを支援するとともに、既存の活動の継続支援や、行政や他団体との連携につながるよう、相談機能を高めます。 また、市と社協が締結する「災害におけるボランティア活動支援に関する協定書」に基づき、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互連携を図ります。	地域福祉係

基本施策（３） 多様な地域資源との連携

① 社会福祉法人等との連携強化

事業名称等	施策内容	担当
27 市との連携強化	少子高齢化、核家族化、孤独孤立、労働環境の変化、生活環境等の変化により、問題が複雑となり、発見された時には問題が重篤化している傾向があります。 早期発見、早期対応、切れ目のない支援を行うには、市民の基本的な生活を支えている市との連携は欠かせないものであることから連携強化に取り組みます。	地域福祉係 地域支援係 包括支援係

28 社会福祉法人等との 連携強化	社会福祉法人や事業所、企業等に、ひきこもりがちな方が社会とつながる一歩となる就労体験プログラムや、ボランティア体験などの場を提供してもらえよう検討します。	地域支援係
-------------------------	---	-------

基本目標 4 事業展開の検討と組織体制の強化

基本施策（１） 事業展開の見通しと組織体制の整備

① 社協運営と組織体制の整理

事業名称等	施策内容	担当
29 社協の運営	主たる地域福祉事業が法制化されるなか、受託による地域福祉事業の割合が大きくなってきています。法外事業であっても、地域福祉の推進に必要な事業について、検討していきます。 町会自治会を基盤とした福祉地区による地域の組織化活動の推進について継続的に取り組んでいきます。	地域福祉係
30 今後の社協運営を見通した組織体制整理	地域共生社会の実現に向けた、包括的な支援体制整備、権利擁護の推進が求められています。社協もその一翼を担っており、受託する事業も人員も増加しています。(仮称)新福祉会館への移転に向け、適切な運営と組織の体制が整えられるよう検討を行います。	地域福祉係

用語解説

用 語	解 説
S N S	インターネット上の交流を通じて、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことを指します。代表的なものに「X(旧 Twitter)」「Instagram」「Line」等があります。
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも相談窓口等を訪れることができない個人や家族に対し、家庭や学校、地域の集まりの場等に支援者が出向き、関係づくりを行いながら、支援につながるよう積極的に働きかける取り組みです。
アセスメント	利用者の生活環境や困りごとを把握・情報収集し分析することです。
こがねい福祉マルシェ	福祉事業所や市民団体などが手芸品、お菓子などを販売している年1回開催のマルシェ（お祭り）です。団体同士や地域住民との交流の機会とし、市民活動等の理解促進、地域福祉活動の活性化へ繋げています。
子ども・若者	「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期（おおむね40歳未満の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないですが、思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があります。 （こども大綱における「こども」「若者」の定義）

災害ボランティアミーティング	災害時に備え市内関係団体やボランティアの方と横の連携を強化するために災害に関する講座等を実施し、団体間のネットワークづくりを進めることです。
サロン	お年寄りや障がいのある人、子育て中の親などが、身近な場所に集い、話をしたり体操をするなど交流を図る中で、必要な情報を収集したり、閉じこもりや孤立化などを解消するものです。
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観の高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三後見人等の候補者のことです。（日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」平成 18 年度報告書より）
自立相談支援機関	相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援法に規定された機関のことです。
生活支援コーディネーター	高齢者の方の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービス提供体制構築に向けたコーディネート機能の役割を担う人です。
成年後見制度	認知症や知的、精神障がい等のために判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度です。介護保険サービス等を利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理等の法律行為を代行します。

地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の方や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民の方一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会です。
地域住民懇談会	例えば「小地域」ごとに住民の皆さんが1か所に集まって、『地域』の現状や課題（いいところや困りごとなど）を話し合って把握し、地域の将来像を考えあう場のことです。
地域福祉計画	社会福祉法では、福祉に共通して取り組むべき事項を一体的に定める計画として位置付けられています。 小金井市の地域福祉計画は、保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す計画と位置付けています。
地域福祉権利擁護事業	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行う事業です。
地域福祉コーディネーター	制度の狭間にあるような、困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を図るため、一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）を行うとともに、その当事者の困りごとを地域住民が地域全体の課題として認識し、地域住民と一緒に解決できるような活動（地域支援）を推進する社会福祉協議会職員のことです。

地域福祉ファシリテーター	地域の福祉課題の掘り起こしや解決に向けた活動方法を市民と一緒に考え、サポートするために必要な知識と技術を習得した市民のことです。
ディスレクシア	ディスレクシアは、学習障害のひとつのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振が現れたり、二次的な学校不適應などが生じる疾患です。 (国立研究開発法人国立育成医療研究センターHP より)
ヤングケアラー	障害や病気のある家族の看病や身の回りの世話をしたり、その人に代わって、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事や、幼いきょうだいの世話をしたりなど、本来は大人が担うべきことを日常的に行っている 18 歳未満の子どもたちのことをいいます。

地域福祉活動計画策定経過

(1) 策定会議

	開催日	主な内容
第1回	令和6年7月31日	(1) 第三次計画の総括について (2) 第四次計画の検討について (3) その他
第2回	令和6年10月31日	(1) 第四次計画の検討について (2) その他
第3回	令和7年1月31日	(1) 第四次計画の検討について (2) その他

策定メンバー名簿

策定アドバイザー

敬称略

NO	氏名	所属等
1	金子 和夫	ルーテル学院大学名誉教授
2	齋藤 康人	東京都社会福祉協議会

策定委員

敬称略

NO	氏名	所属等
1	入江 優子	東京学芸大学内子どもの学び困難支援センター
2	川畑 美和子	松風防災会
3	竹川 和宏	社会福祉法人聖ヨハネ会
4	曾我 信也	NPO 法人小金井かいわい
5	高橋 秀樹	民生委員・児童委員
6	根本 礼太	小金井市福祉保健部地域福祉課長

第四次地域福祉活動計画 （令和7年3月）

誰もがいきいきと暮らすことのできるまち

編集・発行 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会

〒184-0004 小金井市本町五丁目36番17号

TEL 042（386）0294

FAX 042（386）1294

E-mail k-shakyo@jcom.home.ne.jp
